

## 生活保護制度に関する協議について(要請)

「骨太の方針2006」を踏まえた今後の対応を検討する際には、地方との協議の場を設置し、地方の意見を尊重すること。

協議は、抜本改革等を検討する場合など必要に応じ、大臣及び全国知事会、全国市長会の代表(首長)により適宜開催するとともに、事務レベルの協議も適宜行うこと。

今後、生活保護制度の見直しを進めるにあたっては、現在、地方側が進めている生活保護に関する検討結果を十分尊重すること。

平成 18 年 9 月 13 日

全 国 知 事 会

全 国 市 長 会